

「全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項」として「第14次提案等に対する政府の対応方針」において措置される事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 〔第12次提案等に対する対応方針（平成20年3月7日）〕	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
1210	ヘリコプター場外離着陸許可期間の延長	航空法(昭和27年法律第231号)第79条 場外離着陸許可の事務処理基準(昭和42年3月13日空総第130号)	平成20年度中に措置	現状の審査基準、手続等を見直し、災害対応のみに使用される場外離着陸場について、安全が確保されることを条件に、包括的な許可に係る要件を平成20年度中に検討し、通達等の必要な措置を行う。	全国で実施	災害時のみに使用するヘリコプターの場外離着陸場について、安全が確保されることを前提に、最長で3ヶ月となっている現行の許可期間を見直し、最長で1年とすることとする。	国土交通省

規制所管省庁において引き続き検討を進める規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 〔第12次提案等に対する対応方針（平成20年3月7日）〕	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
913	ボイラー安全弁の止め弁の設置	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第37条第2項 ボイラー構造規格（平成15年厚生労働省告示第197号）第62条及び第65条	平成20年度中に結論	ボイラーと安全弁との間に条件付で止め弁を設置することについて、海外における取扱い状況等の調査を行う。その結果を踏まえ、専門家による検討等を行い、措置実施の可否を含めて、平成20年度中に結論を得る。	検討中	現在、ボイラーと安全弁の間に条件付きで止め弁を設置することについて、海外における取扱い状況等の調査結果を踏まえ、専門家による検討等を行っているところである。引き続き、専門家による検討等を行い、措置実施の可否を含めて、平成20年度中に結論を得ることとしている。	厚生労働省
1115	高圧ガス設備における「軽微な変更の工事」の対象拡大	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第14条 コンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号）第14条	平成20年度中に結論	高圧ガス保安法に基づく「軽微な変更の工事」の対象を拡大することについては、安全確保の観点から技術的な調査・検討が必要である。よって、平成20年度中に高圧ガス保安に係る有識者によって構成される検討会等で当該調査・検討を行い、同年度内に結論を得る。	検討中	調査及び検討を行う委託事業契約を平成20年8月に締結し、平成21年1月から高圧ガス保安に係る有識者によって構成される検討会において当該調査及び検討を行っているところ。平成20年度中に結論を得る。	経済産業省
1207	緊急自動車のサイレン音量下限の規制改革	道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第49条（緊急自動車） 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第231条（緊急自動車）	平成20年度中に結論	緊急自動車のサイレンの基準を定める国土交通省は関係省庁の協力を得て、平成20年から使用実態の調査等を開始し、平成20年度中に結論を得る。	検討中	提案内容の実現に向けて、平成20年1月から使用実態の調査等を実施しているところ。 今後は調査結果が取りまとめ次第、緊急自動車に備えるサイレンに必要な要件を関係省庁と協議する。	国土交通省
1208	地縁による団体による自家用有償運送の可能化	道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第48条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2	平成20年度中に結論	自家用有償旅客運送者について、営利を目的としないこと及び輸送の安全、利用者利便を確保するための体制が整備されていること等を要件としているため、地縁による団体がこれら諸要件を満たし、自家用有償旅客運送を行うことが適当であるか否かについて検討を行い、平成20年度中に結論を得る。	検討中	自家用有償運送を行う主体については、営利を目的としない法人を省令上列挙しているところであるが、地方自治法に規定する「地縁による団体」の性質に関して検討を行った結果、当該団体は営利性を有しないものであると判断したところである。今後は、地方自治法上の観点等に基づいた検討を進め、これらの検討結果について関係各省と調整を行うこととする。	国土交通省

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 〔第12次提案等に対する対応方針（平成20年3月7日）〕	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
1209	自家用有償運送の講習について、警察が実施する講習による代替可能化	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条の16	平成20年度中に結論	過疎地有償運送の運転者を対象とする講習は、交通安全に関すること、道路運送法その他の関係法令に係る基礎的な知識、利用者の乗車時における運転方法や利用者の視点に関すること等を内容とするものであるため、都道府県警察が実施する講習で代替することの可否について、その具体的な講習内容について調査し検討を行い、平成20年度中に結論を得る。	検討中	提案内容にある「県警の講習」の講習内容について調査を行った結果、提案主体が活動を行っている地域を管轄する警察署においては、自動車運転免許の更新手続きに係る講習以外のものは行われていなかったため、調査対象を提案主体の活動する徳島県全域に拡大して、過疎地有償運送の運転者を対象とする講習に代替可能な都道府県警察の実施する講習の有無について調査を行っている。	国土交通省